

メイ首相の苦いバレンタイン・デー

～継続協議を求める政府方針が否決～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL: 03-5221-4527)

◇ 与党議員の投票棄権により、英議会は「北アイルランド国境問題の解決策を継続協議する」との政府方針を否決した。今回の動議否決に法的拘束力はないが、メイ首相にとっては議会の意見集約の困難さを象徴する敗北となった。今後、政府は国境問題の解決策の見直しを求めてEUとの協議を続け、27日に改めて政府方針の修正動議を審議・採決する。そこでは、協議期限の延長に法的拘束力を持たせる修正動議の提出が計画されている。その動議が通った場合も、政府は3月中旬までEUとの交渉を継続し、そこから協議期限の延長協議に切り替える。動議が通らなかった場合、3月20・21日の欧州首脳会議での交渉打開を目指す瀬戸際戦術を採る可能性がある。後者となれば、より差し迫った「合意なき離脱」への不安が広がろう。

14日に英議会で行われた「1月29日に議会が示したEU離脱方針（合意なき離脱を回避し、北アイルランドのバックストップを変更することを条件に、政府の合意案を受け入れる）を支持し、北アイルランドのバックストップを巡る英EU間の協議が続いていること」に関する動議の採決は、賛成258・反対303で否決された。EU残留を求める与党・保守党の5議員が反対票を投じたほか、合意なき離脱の回避を約束した政府方針の受け入れに反対する強硬離脱派と、逆に合意なき離脱の回避への取り組みが不十分とする穏健離脱派の合わせて70名近くの与党議員が投票を棄権した。

こうした政府方針に関する動議に付随して議員提案による3つの修正動議の審議が行われ、①「2月27日までに合意の受け入れ是非を問う二度目の下院採決を行うか、EUとの合意ができなかったとの文書を発表し、今後の政府方針に関する修正動議の審議・採決を行う」ことを求める労働党提案の修正動議が賛成306・反対322で否決、②「協議期限を3ヶ月以上延長するEUとの協議を即座に開始する」ことを求めるスコットランド人民党（SNP）提案の修正動議が賛成93・反対315で否決、③「7日以内に合意なき離脱が企業や貿易に与える影響に関する最新の公式文書を発表する」ことを求める超党派の残留派議員提案の修正動議は、政府が動議の内容を受け入れると発表したことを受けて投票が行われなかった。

政府方針に対する動議が否決されたこと自体は法的な拘束力を持たないが、メイ首相にとっては離脱期限が迫るなかで意見の割れる議会の説得の難しさを象徴する敗北となった。EU側も議会を通る可能性がない譲歩に応じる可能性は低く、この段階での英EU間の歩み寄りには期待できない。メイ首相は12日の議会演説で、①バックストップ見直し協議をEUとまとめるにはもう少し時間が必要とし、交渉に前進がみられた段階で合意の受け入れ是非を問う二度目の下院採決を行うこと、②下院の過半数が合意受け入れに賛成しない場合、政府は26日に声明を発表し、翌27日に政府声明に関する修正動議の審議・採決を再び行うことを約束しており、今回の動議否決後もこうした方針

を継続するものと思われる。ただ、強硬離脱派の間では、技術活用による北アイルランド国境問題の解決策（モルトハウス住宅相が提案した第三の案）がEUとの間で真剣に議論されていないとの不満の声もあがっている。合意受け入れに強硬離脱派の賛成が必要なメイ首相は、今回の動議否決を受けて合意なき離脱の確率が高まったと発言した。強硬離脱派の協力を勝ち取るためには、向こう2週間の間で、EUがこれまで再三否定してきた技術活用案についても、より踏み込んだ議論が必要となつてこよう。

時間切れのリスクが迫るなか、協議期限の延長を求める議会内の動きは一段と本格化しそうだ。今回修正動議の提出を見送った労働党のクーパー議員は、協議期限の延長に法的拘束力を持たせる修正動議を27日に改めて提出することを示唆している。これは1月29日に提出された修正動議と類似した、3月13日までに下院が合意案の受け入れを承認しない場合、政府に協議期限の延長を要請する法案の審議時間を確保する内容になるとみられる。クーパー議員の修正動議が可決された場合、政府は3月中旬までEUとの協議を継続するが、結局十分な譲歩が得られずに協議期限の延長に舵を切る展開が予想される。3月21・22日の欧州首脳会議まで1週間足らずで延長協議をまとめなければならない。クーパー議員の修正動議が否決された場合、政府は欧州首脳会議での交渉打開を目指そうとする可能性がある。その場合、より差し迫った瀬戸際戦術を取ることになり、合意なき離脱への不安が高まろう。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。